

令和3年11月11日
208・209議室

令和3年第21回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和3年第21回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 令和3年11月11日(木)
開会 午前 1時
閉会 午後 2時6分
休憩 午後 2時3分～午後2時4分

- 2 場 所 208・209会議室

- 3 出席者

教育長	小 町 邦 彦	
教育委員	伊 藤 憲 春	嶋 田 敦 子
	小 林 章 子	
署名委員	嶋 田 敦 子	

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	大野 茂	教育総務課長	小林 直弘
学務課長	杉浦 丘美	指導課長	前田 元
統括指導主事	寺田 良太	統括指導主事	片山 伸哉
教育支援課長	秋武 典子	学校給食課長	南 彰彦
生涯学習推進センター長	岡部 浩昭	図書館長	池田 朋之

- 5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係	笹原 康司	柏崎 彩花
----------	-------	-------

案 件

1 議案

- (1) 議案第27号 懲戒等について
- (2) 議案第28号 中学校給食費の改定について（諮問）
- (3) 議案第29号 立川市林間施設（八ヶ岳山荘）指定管理者候補者の選定について

2 協議

- (1) 第一小学校特別支援学級にかかる令和4年度以降の隣接校希望による指定校変更受け入れの停止について

3 報告

- (1) 若葉台小学校新校舎の雨漏りについて
- (2) 立川市の不登校の現状と対策について
- (3) 「特別支援教室の運営ガイドライン」について
- (4) 新型コロナウイルス感染症の対応について

4 その他

令和3年第21回立川市教育委員会定例会議事日程

令和3年11月11日
208・209会議室

1 議案

- (1) 議案第27号 懲戒等について
- (2) 議案第28号 中学校給食費の改定について（諮問）
- (3) 議案第29号 立川市林間施設（八ヶ岳山荘）指定管理者候補者の選定について

2 協議

- (1) 第一小学校特別支援学級にかかる令和4年度以降の隣接校希望による指定校変更受け入れの停止について

3 報告

- (1) 若葉台小学校新校舎の雨漏りについて
- (2) 立川市の不登校の現状と対策について
- (3) 「特別支援教室の運営ガイドライン」について
- (4) 新型コロナウイルス感染症の対応について

4 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただ今から、令和 3 年第 21 回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、石本委員は欠席でございます。なお、本日は委員の過半数が出席しているため、会議は成立しております。

次に、署名委員に嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 はい、承知しました。

○小町教育長 よろしくをお願いいたします。

本日は、議案 3 件、協議 1 件、報告 4 件でございます。その他は議事進行過程で確認いたします。

次に、議事進行について、お諮りいたします。1 議案(1)議案第 27 号、懲戒等につきましては、人事案件でございますので、非公開として取り扱いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 それでは、1 議案 (1) 議案第 27 号、懲戒等については、4 その他終了後に非公開として取り扱います。

次に、出席者の確認を行います。大野教育部長、お願いいたします。

○大野教育部長 本日第 21 回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、寺田統括指導主事、片山統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

(2) 議案第 28 号 中学校給食費の改定について（諮問）

○小町教育長 それでは、1 議案 (2) 議案第 28 号、中学校給食費の改定について（諮問）を議題といたします。

南学校給食課長、説明をお願いいたします。

○南学校給食課長 それでは議案第 28 号、中学校給食費の改定について（諮問）のご説明をいたします。

本議案は、立川市学校給食運営審議会条例施行規則第 2 条第 2 号の規定により諮問するものです。学校給食の実施に当たりましては、施設、設備、運営などの費用は市が負担し、食材料については保護者が給食費として負担することが学校給食法に定められております。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達のため、安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康増進を図り、食についての正しい理解と望ましい食習慣を養うことなどを目的に実施しているところです。

このような中、アレルギー対策の充実、中学校給食の完全実施のため、現在新学校給食共

同調理場の整備を進めており、令和5年2学期から、単独調理方式の小学校8校と弁当併用外注給食方式の中学校全9校が共同調理場方式へと移行することとなります。

小学校については既に共同調理場方式の学校給食費が定められていますが、中学校については共同調理場方式の学校給食費が定められていない状況です。

つきましては、給食方式の変更に対応するため、諮問文案のとおり、中学校給食費の改定について、当審議会へ諮問してまいりたいと考えております。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(2)議案第28号、中学校給食費の改定について(諮問)は、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第28号、中学校給食費の改定について(諮問)は承認されました。

◎議 案

(3) 議案第29号 立川市林間施設(八ヶ岳山荘)指定管理者候補者の選定について

○小町教育長 続きまして、1議案(3)議案第29号、立川市林間施設(八ヶ岳山荘)指定管理者候補者の選定についてを議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○岡部生涯学習推進センター長 議案第29号、立川市林間施設(八ヶ岳山荘)の指定管理者候補者の選定について、ご説明をさせていただきます。

令和3年7月8日に開催されました第13回立川市教育委員会定例会における議案第12号において、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会に、教育委員会として、立川市林間施設における指定管理者の選定について諮問することが議決されました。

議決いただいた諮問に基づき、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会において、公平・公正な視点から厳正に審査していただき、別紙のとおり、同会会長から審査結果の答申を頂きました。

指定管理者の選定につきましては、別紙選定審査基準に基づき、書類審査及びプロポーザル方式による公募を行い、選定されました。

応募者は、立川市公の施設指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2号の規定に基づき、9月1日から候補者の公募を実施いたしましたところ、2者からの応募がございました。

審査会の選定経過につきましては、ご配布しております答申の記載のとおりでございます。審査の結果、株式会社レストラン・ピガールが指定管理者候補者として選ばれました。なお、

同社は現在の指定管理者でございます。

議案第 29 号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1 議案 (3) 議案第 29 号、立川市林間施設(八ヶ岳山荘)指定管理者候補者の選定につきましては、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号、立川市林間施設(八ヶ岳山荘)指定管理者候補者の選定については承認されました。

◎協 議

(1) 第一小学校特別支援学級にかかる令和 4 年度以降の隣接校希望による指定校変更受け入れの停止について

○小町教育長 続きまして、2 協議 (1) 第一小学校特別支援学級にかかる令和 4 年度以降の隣接校希望による指定校変更受け入れの停止についてを議題といたします。

秋武教育支援課長、説明をお願いいたします。

○秋武教育支援課長 ご説明いたします。

令和 3 年 9 月 9 日開催の第 17 回教育委員会定例会において、第一小学校について、令和 4 年度から隣接校希望による指定校変更受け入れを再開することが決定されました。このことを受け、同校に設置している知的障害特別支援学級「あおぞら学級」の受け入れ再開について、今後の学級編成の見通しを含めて改めて検討をいたしました。

結論といたしましては、第一小学校知的障害特別支援学級「あおぞら学級」については、令和 4 年度以降もこれまで同様、隣接校希望による指定校変更の受け入れを行わないこととしたいと考えます。

理由といたしましては、1 点目は、「あおぞら学級」は令和 3 年度は 3 学級ですが、早ければ令和 4 年度当初に同学級の通学区域内の児童のみで 4 学級となる可能性があり、さらに通学区域外からの就学・転学を受け入れることで 5 学級となる可能性もあること。

2 点目は、第一小学校の特別支援学級の教室エリアは 3 教室で構成されており、3 学級を超える学級数となった場合は教室を 2 分割して対応することになりますが、教室の構造上、2 分割しての活用が可能な教室は 1 教室のみのため、4 学級が上限となること。

この 2 点から、隣接校希望による指定校変更の受け入れは困難と判断いたしました。

なお、今後「あおぞら学級」の通学区域内の児童による学級編成が安定的に 2 学級～3 学級で推移する見通しが立った段階で、隣接校希望による指定校変更の受け入れ再開の検討を行うこととします。

また、令和3年度の隣接校希望による指定校変更の受け入れを停止している学級は、通常の学級と合わせて特別支援学級も受け入れを停止している学校が第一小学校の「あおぞら学級」、第五小学校の「こだま学級」、立川第五中学校の「10組」、特別支援学級のみ受け入れを停止している学校が第九小学校の「くわのみ学級」となっております。

説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございます。今回の受け入れ停止の継続は致し方ないかとは思いますが、今後、2～3学級で推移する見通しが立つ可能性はあるのか、逆に通学区域内のお子さんだけで就学のご希望が4クラスを超えるというようなことはないのか、お伺いします。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 2～3学級で推移する可能性については、おそらく先にいけばということはあると考えているところで、ただ、発生率という言い方がいいのかは分かりませんが、その通学区域内の知的障害のお子さんというのがどれぐらい発生するか見通せないところです。一小全体の児童数の推移のところで、もしかしたらそのほかの教室も使える可能性というのが出てくるかもしれませんので、そういった場合がありましたら、またそこでも併せて検討できるかと思います。

通学区域内のお子さんだけで5学級になる恐れというのは、早々にはないかと思うのですが、ただ、学校内での転学も比較的多い学校ではありますので、年度当初の見込みだけで少し厳しいかなというところにはなっていると考えます。以上です。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 ありがとうございます。今後増えるということも想定して対策を検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 よく分かりました。ご説明ありがとうございます。

それぞれの皆さんの、やはり希望をより優先的に受け入れるということができれば素晴らしいと思うのですが、ただ、中に入ったときの内容が伴わないと仕方ありませんので、少しでも子どもたちのためになるようにうまく配置をお願いして、取りあえず今回はこれで了解するという形でよろしいのではないかなと思います。以上でございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。2 協議 (1) 第一小学校特別支援学級にかかる令和4年度以降の隣接校希望による指定校変更受け入れの停止につきま

しては、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、2 協議 (1) 第一小学校特別支援学級にかかる令和 4 年度以降の隣接校希望による指定校変更受け入れの停止につきましては承認されました。

◎報 告

(1) 若葉台小学校新校舎の雨漏りについて

○小町教育長 続きまして、3 報告 (1) 若葉台小学校新校舎の雨漏りについてを議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは若葉台小学校新校舎の雨漏りについてご報告いたします。

本件につきましては、9 月 28 日の第 18 回教育委員会定例会にご報告いたしましたとおり、設計・監理者及び施工業者が原因究明と校舎全体の点検を行い、本年 10 月 27 日に設計・監理者、施工業者から調査結果、校舎全体点検結果報告書が提出されました。

報告書の概要をご報告いたします。

まず、1 ページ目をご覧ください。調査日は 10 月 5 日の火曜日。2 番の調査内容は、体育館の雨漏りの原因調査、こちらにつきましては、A から C にあります内壁断熱材を撤去しまして雨漏りルートの確認や雨漏りの有無を確認する調査、また、一番下にごございます校舎全体点検は、その他の雨漏りの恐れのある箇所の調査や校舎全体の点検を行ったところがございます。

開いていただいて 2 ページをご覧ください。調査結果で A、B、C のところを確認したところ、中段にごございます調査結果内容です、体育館への雨漏りの箇所は体育館北側の外壁部にありますコンクリートが打ち継がれている位置で、ここの部分の構造用水平スリットが設けられている場所ということが判明したところです。

写真の点線部分になります。この場所はシーリング材の充填により防水処理がされておりますが、外壁面に帯状の凹凸がありまして、その部分のシーリング材の充填が完全ではなかったことが原因と推測されるということです。

また、その他の雨漏りの恐れがある箇所の調査、校舎全体の調査結果では、特に問題は見られなかったということです。

3 ページをご覧ください。4 番の体育館雨漏りに対する対策でございます。①から③のステップに沿って、こちらの構造用水平スリットの部分の防水機能を向上させる取組を行ってまいります。

ステップ①として、既存のシーリング材を撤去し、その部分に不織布の付いた防水性のあるシートを設置し、その上に改めてシーリング材を充填する補修工事を施工業者が無償で実施いたします。場所はこちらにごございます写真の点線部分になります。

ステップ②としては、こちらのシーリングを再度充填した後に一定期間経過観察を行います。

して、ステップ③として、雨水の進入を抑えられたことが確認できた段階で体育館側の内壁、現在、内壁を撤去してございますが、そこにもシーリング材を充填した後、内壁等の復旧工事を実施する予定としてございます。

5 番の今後の対応です。この補修工事については、児童の安全面に配慮するとともに、学校運営に支障がないよう補修日程を調整しまして、補修作業を 11 月中に実施する予定でございます。

また、保護者の方、学校運営協議会、近隣自治会に対して、この雨漏りの調査結果や校舎全体点検結果について、この資料と同様の内容のお知らせ文を作成し、配布いたしまして周知を行います。

なお、保護者の方へは本日チラシを児童を通じて配布して周知する形でございます。

報告は、以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員 原因が分かり、補修ができそうでよかったと思います。無償ということですが、当然のことと思っております。そして、今後ですけれども、同じようなというか、ほかにもこういうケースが出てきた場合には補償をしていただけるのか、どの期間、どの内容でというのがきちんと決まっているのでしょうか。

○小町教育長 小林教育総務課長、お願いします。

○小林教育総務課長 工事の請負の契約約款の中で 1 年後に校舎の全体点検というものを業者とは契約で結んでおりますので、当然不具合等が発生した場合にはその 1 年間の点検の時など、そういったところで契約約款に基づいて行う形です。

重大な瑕疵については手元に資料がないのですが、基本的には 2 年間という、このときの契約ですと瑕疵担保責任といった形で契約をしています。こういった雨漏りなど構造上何か問題があるようなところは、その年数が、資料がないので明確なお答えができないのですが、事業者と調整しながら重大な瑕疵については対応していただくというように考えております。以上でございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。多分そういう形だとは思うのですが、雨漏りの場合に、やはり風向きと、それから雨の量ですね、特に台風のように下からこういう場合や、鉄筋コンクリートはとんでもないところに鉄筋を伝わって雨漏りが、昔の木造ですとその上が穴になるということになるのですけれども、鉄筋の場合にはなかなか難しいところがありますので、なるべく特に台風などの後にこまめな点検を、しばらくして乾いてしまってから点検をしても見つからない部分もあると思います、大変でしょうけれどもその辺をこれからまだ何十年も使うわけですから、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。お願いします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで3 報告(1) 若葉台小学校新校舎の雨漏りについての報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 立川市の不登校の現状と対策について

○小町教育長 続きまして、3 報告(2) 立川市の不登校の現状と対策についてを議題といたします。

前田指導課長、説明をお願いいたします。

○前田指導課長 それでは立川市の不登校の現状と対策についてご報告いたします。

本市の令和2 年度の不登校児童・生徒の出現率は、小・中学校ともに国及び都を上回っており、人数も昨年度より増加している結果となりました。

また、その内訳については、学年が上がるにつれて増加する傾向が見られ、不登校の主な要因としては、無気力、不安や学業の不振、生活リズムの乱れなど、原因がさまざまに見られているところでございます。

なお、そちらにお示ししてございます不登校の主な要因と不登校児童・生徒数の推移の数についてでございますが、こちらでは、家庭の環境等に起因する個人情報の保護の観点から家庭状況等に起因する要因は抜いてございますので、数を合計するとずれてまいります。そういったまとめ方をしてあることをご承知おきください。

このような状況の中、今年度、本市では子どもたちの心の状況を客観的に把握し、児童・生徒のより実態に即した支援を行うため、心理調査やスクールソーシャルワーカーの増配置を行ってまいりました。これらのことにより、スクールソーシャルワーカーの活用が進んでいるところですが、不登校対策については、さらなる対応が必要であると考えているところでございます。

そこで、今後の対策といたしまして、教育支援センターの機能を見直し、体制を強化してまいりたいと考えております。具体的には、これまでの通室支援に加え、タブレットPC を活用した児童・生徒への遠隔支援、教育支援センターに新たにスクールソーシャルワーカーを配置し、訪問支援を充実させる。相談員を拡充させ、教育委員会及び学校との連携強化を図っていく。こういったことを現在検討しており、令和4 年度より実施してまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上です。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員　ご説明ありがとうございます。

不登校の児童・生徒が増えているということで、私の周りにも不登校のお子さんが複数いらっしゃるって、保護者の皆さんは原因が分からなかったり、どうしていいか分からないということで悩んでいらっしゃるって本当に心配な状況だなと思っています。

ここに示してくださったように、教室以外の居場所や教育支援センターの強化ということは本当に早急に手厚くやっていただきたいと思います。けれども、例えば原因がいじめだしたら、いじめている側の加害者のほうもストレスや何か家庭に問題を抱えていて、支援が必要なのかもしれませんし、支える側の先生だったり保護者というのも余裕がなくて実は支えなければいけない、支援しなければいけない対象かもしれませんので、その不登校のお子さんだけでなく周りの人々にも目を配っていくことが大切かなと思っています。

先日、うちの子どもの高校で保護者会がありまして、最後に先生が保護者の皆さんからも一言ずつということで言うてくださったのですが、皆さんコロナ禍で長らくためているものがたくさんあって、一言で済まなくてたくさんお話しされる方が多くて、内容は本当に子どもの愚痴だったり、勉強しなくて心配だとかそういうことだったのですがけれども、やはり話せたことですっきりして、お友達の様子も知ることができてよかったと言って、皆さん笑顔で帰られたので、やはり保護者もコロナ禍で孤立していたり、子育ての友人もつくれなかったりということで不安やストレスを抱え込んでいる方が多いと思います。

そういった保護者の状況というのは、やはり子どもにも大きな影響を与えていると思いますので、保護者が、ほかの子もこうなのかと安心できるような、少し気が軽くなるような場があるといいなと思いました。

質問ですけれども、この「無気力、不安」というのは、無気力、不安になる原因というのは子ども自体も分からないのか、それとも分かっているけれども言えないのか、そういう何か原因のようなものは学校側で把握していらっしゃるものはあるのでしょうか。

○小町教育長　前田指導課長。

○前田指導課長　ありがとうございます。無気力、不安傾向にあるお子さんの場合は、今、本市の場合は、お子さん自身がなぜ学校に行くエネルギーが出てこないのかというところがお子さん自身も把握できていないケースがほぼ全てでございます。

学校としても、遅れて来てフリースペースを使ってもいいんだよというようなさまざまな形でアプローチを試みて、スクールカウンセラーの面談など、教員以外の者との関わりもうまく使いながら子どもたちとの接点を設けているところなのですが、その中でもやはり明らかになってこない、なぜ無気力になってしまったのかというのが見えてこないところが難しいところだなと思っています。

一方で、気休めにしかならないのですが、本市全体では、完全に学校に来られなくなってしまっているお子さんというのは減少傾向が見られています。週に1回でも少し学校に足を向ける、少し学校に顔を出して学校の関係者と話をして帰ることができる、そういう

子どもたちが少しずつ増えてきている状況があるので、各学校は不登校傾向の全てのお子さんと定期的に連絡を取るように動いておりますけれども、先ほどおっしゃっていたご家庭や子どもたちとの学校のつながりを切らないように、そのお子さんに合った、つながり方というのを一緒に模索していくことが大事かなと思っているところでございます。

以上です。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 ありがとうございます。なぜか分からないというのは本当につらいことだなと思います。先生方も1人で抱え込むのではなくてやはり保護者や地域の方、コミュニティ・スクールもありますので、いろいろなところに頼っていただいて、保護者もお子さんも、先生と話せないけれども地域の人なら話せるということもあるかもしれないので、助けを求めながらやっていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

小林委員。

○小林委員 都や国よりも多い出現率というのは少し深刻な状況かと思います。この時代の大切なときを楽しく過ごせない、本来ならば楽しくて楽しくて仕方がない、学校へ行くのが楽しいという状況であってほしいのですけれども、こういう現状を見ると少し悲しくなってきますね。

それで、まずはお聞きしたいのですけれども、この立川市の不登校の主な原因が挙げられていますが、これはどういう形で統計を取ったのでしょうか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 これは、文部科学省のほうから、児童生徒の問題行動等に関する調査という公的な調査が年に1回かかります。そのときに各学校が回答として上げてくるものを整理したものになってございます。以上です。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 学校の調査ということでよろしいのでしょうか。その学校の調査がどのように行われているのか、子ども一人ひとりに聞いたのか、アンケートを取ったのか、相談員からのデータなのか、先生の調査なのかというその辺をお聞きしたいです。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 調査をかけた時点で学校が既に把握しているデータに基づいて学校は回答してきます。この調査に合わせて改めてアンケート等というのは求められていないので、今年度については令和3年度に入ったところで昨年度はどうであったのかというところで調査がかけられるという形になってございます。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 その学校からの数字というのが学校によって調査の仕方が違っているのか、その辺が分からないところなのですけれども、このデータを見たときに、本人に、無気力、不安で学校に来られないのと聞いたわけではないと思うのですけれども、項目を見ているとどう

もその視点が偏っているかなという気がしています。

というのは、分かりやすい例を挙げますと、昔、うちの子どもが学校から帰ってきたときに、玄関を開けて突然わっと泣き出したんですね。こちらも驚いて、「何で」と聞いたら、先生に引っぱたかれた、もうずっと我慢していて、わざとやったのではないのに理由も聞かないで引っぱたかれた、悔しいと言って泣き出したのですけれども、「じゃあ、お母さんが先生に言ってあげる」と言ったんですね。そうしたら「言わないで」って。「そういうことを言う」と余計に目を付けられるから、これからが嫌だから言わないで」って。それで、少し学校行き渋りもあったのですけれども、不登校にはならず済みました。

それは特殊な例かもしれませんが、見えない原因というものもあるのではないかなと思います。特に学校の先生や学校の体制など、そういうことを気にする場合もあるかもしれませんが、なければいいのですけれども、資料の要因のところにもそういうことが入っていないというのが何か少し偏っているのではないかなという気がします。いかがでしょうか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 その点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、文部科学省がかけてくる調査なので、その項目に沿って私どもは扱うことになるので、学校の体制にかかる要因というのはその調査項目であれば私どもも調査をかけてきますけれども、現時点ではこういった形になっているという部分でご理解いただければと思います。

また、事例の中にございましたお子さんへの教員の行動というのは、別の形で毎年これぐらいの時期に教員の体罰に関わる調査というのをやっており、そちらはアンケートを基にどのような事例があったかというのを集計して、子どもが受けた体罰事案について公的に調査で把握して、指導、場合によっては処罰ということを与えていくようなものが別の形でございます。

こちらに整理してございますのは、例年国がデータを公表してまいりますので、それに合わせて国のデータとして私どものほうで報告させていただいたものを整理して報告させていただいているという部分になります。

いずれにしても小林委員がご指摘されている部分というのは、さまざまな形で未然防止にしっかり努めて、要因というのは対応にあるわけだからその把握に努めよということだと理解してございますので、そういった意味において、子どもたちの状況というのが子どもたちの日頃の生活には出てこない部分でも拾える可能性があるということで、今年度心理調査等も始めさせていただいているところですので、活用しながら子どもたちの今の思いというのを表面上だけではなくてさまざまな形で捉えられるようにして、子どもたちの不登校の未然防止というのは取り組んでいきたいなと思ってございます。以上です。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 文科省からのこういう項目ということでしたら、私が文科省に何らかの形で伝えたいかなという気がしました。調べる側が当事者というのが何か、第三者が調べるのだった

ら客観的な状況を把握できるかもしれませんが、そのところが少しいつも引っ掛かっていましたので、今、ご説明をお聞きして了解いたしました。

○小町教育長 ほか、ございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 現状と対策について、これを出していただいてありがとうございます。やはり現状が分からないと、今がどうなっているかということをやはり知ることから対策をとということになると思うのですけれども、例えばこれは令和2年度の不登校の現状と書いてあります。たまたま今日、総合教育会議のほうで生活習慣に関する調査結果の概要というところで、これは平成31年度ですから令和1年度ですよ。令和1年と3年とを比べて朝食を食べている人がやはり減ってきています。それから学校に行くのが楽しいと思いますかというところで、全体的に下がってきていますと。令和2年度というのがコロナの最初のときということになりますと、そうすると、令和3年度のこれが出る頃にはもっと悪くなっているかな、どうなんだろうなというところが少し不安になっているということが、この頂いたデータで少し感じました。

もう1つは、やはり私、これは個人的な問題というか、個人的ではないのか分かりませんが、一応、私は子どもだけをもともと診療している歯科医です。例えば4歳、5歳、6歳ぐらいの子どもの歯科診療に関して、やはり昔に比べると状況が変わってきています。例えば昔、3歳の子でしたら何とか普通に治療ができるという状況だったのが、現在ではやはり5歳ぐらいにならないと何とか治療ができないという状況です。

診療も必ず私は横に父親、母親に来ていただいてお話しをするのですけれども、そこで最初にお父さま、お母さまに入っていただいたときにお話しするのは、なるべく子どもと私とでコミュニケーションを取りたいのですけれども、子どもにとってお父さん、お母さんは第一ですから、そこでお父さまやお母さまが動かれたり何かおっしゃったときには、子どもは絶対にそちらの母親、父親のほうを向いて話をするし、私のほうを向いてはくれませんので、そこで、見ていていただきたいのだけれども、手や口を出さないでくださいとお話しをしているのですけれども、それが我慢できないお父さま、お母さまが最近とても増えていますね。

ですから、なかなか診療が思うようにいきません。例えば子どもが嫌がったときに、嫌がったらやめてくださいという方がとても増えてきています。昔でしたから、それがどうしてですかとお聞きすると、子どもの自主性に任せたいとおっしゃる方がとても多かったのです。その方はずっと来てくださって、中学生ぐらいになって生活習慣などをお聞きすると、なかなか私の言うことを聞いてくれないとおっしゃる方が多いですね。ですから、昔、自主性に任せたいとおっしゃったから今こうなっているのではないですかと、私、少し意地悪く言ってしまう。ですからそこを変えないとやはり子どもは変わらないですよということもお話しをします。そういうことが最近の診療の中でとても多く出ている気がいたします。

ですから、やはり小さいときから何気なく子どもたちがやっていることが大きくなったときに現実問題としていろいろな問題を抱えて出てくるというのが、すみません、分かりづら

くて申し訳ないのですけれども、子どもと接しているとそういうことがとても最近強く、つい2〜3日前もそういうことがありましたので、このことを科学的に、少しでもよくしていくには、やはりデータをたくさんとっていただいて、例えば令和3年度の前期が、もし可能でしたら立川市の、ですから来年の令和3年度の不登校の現状というこのデータが出てくる前に、このコロナ禍で厳しい状況の中ではどうだったかということが、もし可能でしたら、調査をしていただくと、少しでも早めに対処ができるのではないかなという気がいたします。

たまたま今日、そういうデータが2つ出てきましたので、これは大変でしょうけれども可能でしたらよろしく願いしたいなと思っております。以上でございます。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 ありがとうございます。実は、本日ご報告するに当たって、私もお指摘いただいた内容が不安になったものですから、正確な数目はこれからなのですけれども、大づかみに調べてまいりました。残念ながら、今年度は昨年度と同程度のペースで不登校傾向の児童・生徒が現れているという状況が現時点でございます。

また、新型コロナウイルス感染回避による欠席をされるお子さんについては、9月が全国的にああいった状況でございましたので、昨年度よりも多くお休みになられている状況でございます。そういったことも含めて、次年度以降、どのように子どもを支えていくかというところで本日対策ということでご報告させていただいた次第です。

いずれにしても、子どもたちが楽しく毎日学校に通える状況というのが理想でございますので、それをつくるために子どもたちにどうやって寄り添ったらいいかというのは、今後もずっと考え続けてまいりたいと考えてございます。以上です。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 感想なのですけれども、今後の対策のところで、通室支援だけではなくほかにもいろいろと増やしていただいています。私は保護司として若者に接していますけれども、保護観察処分になった人たちといろいろ話をしています、通じるというか、心が通じる相手、いろいろ向こうからも話してくれたり、本音を言ってくれたりという相手もいますし、なかなかそれが引き出せない相手もいるのですね。同じ自分なのに相手が違うと相手の対応が違ってくるという。

なので、これって相性なのかなと思うのですけれども、この不登校のお子さんたちもいろいろな人に囲まれていろいろな方と接して、その中で何か救われる部分というのがあるのではないかと、見つけ出せるのではないかと気がしますので、このようにその方策をいろいろ増やしていただくということがとても大事ななことかと思いました。以上です。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 では、私からも。この不登校の問題に関しましては、単に数が多いというだけではなくて、立川市の教育にとってはとても大きな課題だと私は捉えています。

要因の話が先ほどございましたけれども、われわれは医療機関でもないし、そういうジャ

ッジする機関でもないので、明確にこれだと定めて終わりというところではなくて、教育なので、一人ひとりが本当に複雑で本人さえも分からない、なぜ行けないのだろうということも含めて、それをジャンル別に分けたと捉えていただければよろしいのかなと思っています。

この要因は1つの目安だなと思っていまして、それよりも本当に一人ひとりにカルテではないのですけれども、今、学校で本当に週に1回ずつぐらい会議を開いていただいて、気になる子どもを含めてしっかりと対応をさまざまに先生方が工夫して取っていただいている状態です。やはり学校は寄り添うということがとても大事ですし、教育でございますので、その子をしっかりと伸ばす、そういう手立てを途切れさせてはいけないのだということを重点的に取り組んでまいりたいなと思ったところでございます。

昨年の学校が全国的に休校になったときに分散登校を始めたときには、今まで不登校だった子どもたちが来られていたのですよね。そういう報告を各校から頂いています。全員来られたという話がありました。逆に毎日だとつらいけれど、例えば時間が週に何回、時間も短く、そのようなことだと来られる、それがきっかけになってということもあるという報告も頂いています。

ですから、中学校にはグリーンルームなどいろいろな名前を付けて、今まで保健室登校と言われていたのですけれども、そこに行って自分のペースで少し元気を取り戻すような、そういうスペースを各学校に設けていただいております。それも1つの対策として取り組んでいます。

まさに小林委員がおっしゃるようにさまざまな、1つの対策でこれは完成ということはないのですよね。一人ひとり状況が違うので、一人ひとりに寄り添って一人ひとりに合った、まさに対応、教育をしていかなければいけないというのがわれわれの役目かなと思っています。

それにはやはり学校だけでは限界がございますので、専門のカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、専門の機関や医療ということを含めまして、総合的にチームワークで一人ひとりを支えていくということを今後ともやっていかなければいけません。そのための体制強化を図りたいというのが、下の段に書いてある部分でございます。

しかし、これで完成ということではもちろんございませんので、さまざまな、これからはICTなどもうまく活用しながら、一人ひとりの可能性を伸ばすということの教育の命題に関しましては、寄り添ってということを第一に今後とも取り組んでいければよろしいかなと思っていますところでございます。私のほうからは以上でございます。

ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで3報告(2)立川市の不登校の現状と対策についての報告及び質疑を終了いたします。

(3) 特別支援教室の運営ガイドラインについて

○小町教育長 続きまして、3 報告 (3) 特別支援教室の運営ガイドラインについてを議題といたします。

秋武教育支援課長、説明をお願いいたします。

○秋武教育支援課長 ご説明いたします。本市では東京都教育委員会の「特別支援教室の導入ガイドライン」、「中学校における特別支援教室の導入ガイドライン」に基づき、小学校には平成 28 年度から 30 年度にかけて、中学校には平成 31 年度から令和 3 年度にかけて特別支援教室を導入しました。

東京都教育委員会は、都内公立小・中学校に特別支援教室の導入が完了することを踏まえ、令和 3 年 3 月に、これらのガイドラインに代わるものとして「特別支援教室の運営ガイドライン」を作成しました。従前のガイドラインからの主な変更点を資料にまとめましたので、ご覧ください。

まず、校内委員会での検討事項が具体的に記載され、校内委員会の役割がこれまでよりも一層重要になることが示されています。

次に、明確な目標に基づく指導の成果を評価するため、「原則の指導期間」が定められました。年度当初から入室している場合は 1 年間、年度途中に入室した場合は翌年度末までの原則の指導期間で目標を達成して退室し、在籍学級での支援を受けながら学習していくことを目指します。原則の指導期間での目標達成が困難だった場合は、指導期間の延長や指導の在り方を改めて検討することなどにより、児童・生徒一人ひとりに適切な指導・支援を行っていくことになります。

次に、判定委員会の在り方についても言及され、教育学、医学、心理学の専門家の参画が定められました。また、本市ではこれまで出席を求めていなかった在籍学級担任等の参画も定められています。

このガイドラインについては、令和 3 年度中はできるところから、令和 4 年度からは完全実施するよう通知がなされたことから、本市では令和 4 年度からの完全実施に向け、「原則の指導期間」の設定についての保護者への説明、審査会への医師の参画に向けた調整、審査会の運営の見直し、各種入退室等手続き・書式の見直し、利用の手引きの改訂などの取組を進めているところです。

今後は、このガイドラインを踏まえ、また、適宜東京都教育委員会の考えを確認しながら、引き続き、特別支援教室での指導を必要とする児童・生徒に適切な指導・支援を行っていくよう取組を進めてまいります。説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。「原則の指導期間・評価など」というところの 2 番目のところに「3 か月又は学期ごとに評価を実施」というのが新ガイドラインとあります。

3カ月ごとの実施って結構大変かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 こちらにつきましては、「3カ月又は学期ごと」と記載がありますので、こちらにつきましてはやはり学期ごと、これまでは1学期で1回、2学期と3学期をまとめて1回ということで評価をしっかりとするという運用をしていたのですけれども、これを3学期それぞれで評価をして検証していくという形に改めることにしております。

○小町教育長 ほか、ございますか。

小林委員。

○小林委員 理解ができていないのかもしれませんが、4月に入った場合、最長でその学校にいる間ずっとこの特別支援教室にいられるという可能性はあるのでしょうか。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 年度当初、4月から入室した場合につきましては、原則の指導期間は1年間ですので、その学年中だけです。その後、指導の延長という考え方が、この場合は適用されまして、その期間が1年間ですので、今ガイドラインで明確になっている指導期間は2年間が長いところになります。

ただ、その指導期間が、延長期間も終了したところで、やはりまだ何らかの指導が必要となった場合にはゼロベースの検討をしっかりとした上で、選択肢としては特別支援教室の延長ということも考えられるとは書かれていますので、そこでいったんしっかりと検討した後に、またそのお子さんに適した支援を行っていくという形になります。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 こういうものをここで終わりと区切りが付けられるのかなという気がしますので、本当にその子どもさんに必要な支援を、もし引き続き必要な場合は、ぜひお願いしたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 では、私からもお話しさせていただきます。26市の教育長会でも取り上げた議案でございまして、東京都の方針は方針として踏まえまして、その運用に当たっては今、小林委員からもあったように、機械的に当てはめるのではなくて、これも先ほど申し上げたとおり一人ひとり状況が違うのですね、状態が違いますので、本当に少しアドバイスすれば1年待たずに元の学級で1日過ごすということもできるようになりますので、そういった子も逆にいるわけです。ですからそういうことも踏まえて、機械的にではなくて一人ひとりに寄り添った運用をということで26市の教育長とも相談して東京都にしっかりと申し入れていきたいなと思っているところでございます。

ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで3報告(3) 特別支援教室の運営ガイドラインに

ついでに報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(4) 新型コロナウイルス感染症の対応について

○小町教育長 続きまして、3 報告 (4) 新型コロナウイルス感染症の対応についてを議題いたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症の対応についてご報告をいたします。1 の立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況でございます。令和3 年 10 月 22 日以降、第 72 回を開催しております。第 72 回、10 月 22 日金曜日に、午後 4 時から開催しまして、1 ページにございます 3 つの事項について対応等を検討、決定したところでございます。

まず、3 ページをご覧ください。横使いのコロナウイルス、市内の感染症患者の発生状況でございます。一番上の段になります。10 月 21 日までの発生者数ということで 0 人という形で、10 月は多くて 3 人という形です。22 日以降も確認したところ、0 人か 1 人。11 月に入ると 0 人か 2 人ということで非常に少ない状況でございます。市内小・中学校におきまして 9 月 26 日以降は感染症患者が発生していない状況でございます。

2 点目でございます。リバウンド防止措置解除後の対応についてです。こちら、東京都のリバウンド防止措置が解除される 10 月 25 日以降の対応について決定したところでございます。

11 ページをご覧ください。10 月 25 日から 11 月 30 日までの期間、こちら、基本的対策徹底期間となっております。この期間の公共施設等の利用制限、イベント等の取り扱いについては、利用者の方に感染防止策にご協力いただきながら、利用制限は原則解除という形でございます。

12 ページをご覧ください。教育委員会の対応についてです。こちら中段にございます具体的対応のところが、これまで宿泊行事等は見学先等の状況を踏まえて検討するというものでしたが、こちら感染症対策を工夫、徹底した上で実施するという対応に変更してございます。

最後になります。13 ページをご覧ください。3 点目、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてでございます。ワクチン接種事業について、10 月 18 日現在の接種状況や今後の対応等について、こちらの資料のとおり報告があったところでございます。

14 ページの 4 番でございますが、3 回目の接種という形で追加接種の記載がございます。12 月以降、1 回追加接種を開始するという形で現在準備をしているところでございます。

報告は以上となります。

○小町教育長 報告ありがとうございました。これより質疑に移ります。

報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

よろしいですか。

今は、少し感染が下火になっているということで、そんな中、宿泊行事も修学旅行、それから八ヶ岳含めまして、しっかりと感染対策を取った上でということで子どもたちはもうやっておりますし、各種行事も合唱コン、それから運動会等を含めまして、これからは学習発表会と学芸会や音楽会や展覧会、そういうシーズンになるのですけれども、それも予定どおり、ただ、開催方法に関しましては時間を短くしたり、内容をコンパクトにしたり、さまざまな工夫、それから鑑賞時間をずらしたり、保護者も学年単位で入れ替わり制にしたりして、3密を防ぐなどさまざまな、本当に工夫をされて、学校ごとに、中止にするのではなくてしっかりとそれを継続するというものの取組を行っていただいているところでございます。

制約がある中でございますけれども、子どもたちは本当にそういう各種行事を含めまして、今まで学んだことを成果として発揮するという場が、本当に自分たちとしてできたのだというそういう喜びを本当に表現してくれている、そんな子どもたちの姿を見せてくれております。そういうのもわれわれ、保護者だけではなくて、地域の大人の方もそういった姿を見られてよかったねという声を私もお聞きしたところでございます。

これからも感染予防に気を抜かないでしっかりと取り組みながら、子どもたちの学びを広げていければと考えています。

ほか、ございますか。

小林委員。

○**小林委員** 今の教育長の話で、私も運動会に何校か行かせていただきました。それで大体見る視点というかポイントが分かってきたのですけれども、各校それぞれ感染対策を実施していきまして、とても気を配っているということは感じました。

ただ、何ていうのですか、それを守ってもらうための意識というのですか、例えばある学校では、学年、1家族何名までと決めて、シールのようなものを持っていないと入れないなどそういう厳しいチェックがあったりするのですけれども、ある学校では入るときのチェックが何もなく、誰でも入れるような、一応ルールはあってもそこを守ってもらうための対策のようなものに少し差があるのかなという気がいたしました。

感染状況が良くなってきているからという気持ちもあるのかもしれませんが、今、教育長がおっしゃったように引き続き対策をしていかなければならないという意識でしたら、その守っていただくというところにも注意を払っていただけたらなと思います。以上です。

○**小町教育長** ありがとうございます。それぞれ、学校規模、学校の地域の状況も違いますので、そういった中で本当に工夫ということの一言かなと思うのですけれども、教員の皆さん、地域の皆さんが協力して各種行事を実行できている状況かなと思っています。これで終わりということはないと思っていますので、さまざまな工夫をして、今後とも子どもたちの学びを途切れさせないということを取り組んでもらうように教育委員会としてもしっかり支えてまいりたいと考えております。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 では、ないようでございます。これで3報告(2)新型コロナウイルス感染症の対応についての報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 続きまして、4その他に入ります。その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 その他は、ないようでございます。

続きまして、1議案(1)議案第27号、懲戒等についての審議に入りますけれども、会議の冒頭で、本案件につきましては、人事案件でございますので非公開として取り扱うことと決定しております。傍聴の方につきましては、申し訳ございませんけれども、退室をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時3分休憩

午後2時4分再開

◎閉会の辞

○小町教育長 以上で本日の議題は全て終了しました。

では、次回の日程を確認いたします。次回第 22 回教育委員会定例会を 11 月 25 日木曜日、午後 1 時半から、101 会議室で開催をいたします。

これもちまして、令和 3 年第 21 回教育委員会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 6 分

署名委員

.....

教 育 長